

令和8年度

国営総合農地防災事業全体実施設計

吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場他地質調査業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場他地質調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区の中下・浅井統合排水機場他2機場の実実施設計に資するため、地質調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象施設の場所は、宮城県東松島市、黒川郡大郷町及び大和町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添位置図のとおりである。
なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。
- (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
		建設－土質及び基礎 応用理学－地質
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	理学又は工学	
シビルコンサルティング マネージャー	地質	
	土質及び基礎	

- 2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際

して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条 共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織目標を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-7条 受注者は、共通仕様書第1-38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業内容

(作業項目及び数量)

第2-1条 作業項目及び数量は、次表のとおりとする。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
地質調査作業		
(1) 土質ボーリング (オールコア) φ66mm	93m	} 10孔
岩盤ボーリング (オールコア) φ66mm	30m	
土質ボーリング (ノコア) φ86mm	21m	
(2) 標準貫入試験 φ66mm	123回	10箇所
(3) 坑内水平載荷試験	2回	2箇所
(4) 現場透水試験 φ86mm	4回	4箇所
(5) 各種土質試験	1式	
(6) 仮設足場	10箇所	
(7) 既存資料の収集・現地調査	1式	
(8) 資料整理取りまとめ	1式	
(9) 断面図等の作成	1式	
(10) 総合解析取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第2-2条 地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 坑内水平載荷試験

坑内水平載荷試験の方法は、共通仕様書第4-18条に基づくものとする。

- (3) 現場透水試験
現場透水試験の方法は、共通仕様書第4-9条に基づくものとする。
なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。
- (4) 標準貫入試験
標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表より1m毎に実施するものとする。
なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。
- (5) 土質試験
採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、土質試験法及び監督職員の指示による。
- (6) ボーリング成果
ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。なお、検定の申し込みに当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。
- (7) 工程制限
ボーリングデータ等について設計に反映させるため、1孔毎に速やかに提出するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第2-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- (1) 受注者は、1の機械等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。
- (2) 本業務の業務写真の取り扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提供するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に変わるものであり、直接調査費に含まれる。

第3章 貸与資料

（貸与資料）

第3-1条 貸与資料は次のとおりとする。

番号	貸与資料	数量
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場地質調査業務 報告書	1部
2	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務 報告書	1部
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区後谷地統合排水機場他基本設計業務 報告書	1部
4	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区羽生排水機場基本設計業務 報告書	1部

（貸与資料の取扱い）

第3-2条 第3-1条に貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- （2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打ち合わせ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条 共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 現地作業着手の段階

第2回 中間打合せ（現地作業終了時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度打合せ内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合

せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第7章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第7-1条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙【作業項目内訳表】

地質調査対象施設

排水機場	ボーリング調査本数					ボーリング調査延長				
	機場新設位置		樋管新設位置		その他構造物	機場新設位置		樋管新設位置		その他構造物
	φ 66mm (オールコア)	φ 86mm (ノンコア)	φ 66mm (オールコア)	φ 86mm (ノンコア)	φ 66mm (オールコア)	φ 66mm (オールコア)	φ 86mm (ノンコア)m	φ 66mm (オールコア)	φ 86mm (ノンコア)	φ 66mm (オールコア)
中下・浅井統合排水機場	2孔	1孔	2孔	1孔	2孔	14m	3m	19m	1m	14m
羽生排水機場	2孔	1孔	—	—	—	42m	10m	—	—	—
三ヶ内排水機場	2孔	1孔	—	—	—	34m	7m	—	—	—
合計	6孔	3孔	2孔	1孔	2孔	90m	20m	19m	1m	14m

地質調査作業

作業項目	規格	単位	数量	備考
(1) 土質ボーリング (オールコア)	φ 66mm、粘性土・シルト	m	53	10孔 123m
〃	φ 66mm、砂・砂質土	m	29	
〃	φ 66mm、礫混じり土砂	m	11	
岩盤ボーリング (オールコア)	φ 66mm、軟岩	m	30	
土質ボーリング (ノンコア)	φ 86mm、粘性土・シルト	m	13	4孔 21m
〃	φ 86mm、砂・砂質土	m	8	
(2) 標準貫入試験	φ 66mm、粘性土・シルト	回	53	10箇所 123回
〃	φ 66mm、砂・砂質土	回	29	
〃	φ 66mm、礫混じり土砂	回	11	
〃	φ 66mm、軟岩	回	30	
(3) 坑内水平載荷試験	普通載荷 (2.5MN/m ² 以下)	回	2	2箇所
(4) 現場透水試験	φ 86mm、ケーシング法	回	4	4箇所
(5) 土質試験				
1) 土粒子の密度試験	粘性土、砂質土	試料	6	
2) 土の含水比試験	粘性土、砂質土	試料	6	
3) 土の粒度試験	粘性土、砂質土	試料	6	ふるい4、沈降2
4) 土の液性限界試験	粘性土	試料	2	
5) 土の塑性限界試験	粘性土	試料	2	
(6) 仮設足場	平坦、高さ0.3m超	箇所	9	機場位置6箇所 樋管位置1箇所 その他構造物2箇所
	傾斜、15°以上～30°未満	箇所	1	樋管位置1箇所
(7) 既存資料の収集・現地調査	調査地周辺の現地踏査	式	1	解析等調査業務費
(8) 資料整理取りまとめ	ボーリング柱状図作成	式	1	一般調査業務費 解析等調査業務費
(9) 断面図等の作成	土質又は地質断面図作成	式	1	一般調査業務費 解析等調査業務費
(10) 総合解析取りまとめ	調査結果に基づく土質定数等の設定	式	1	解析等調査業務費